

## 由良町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

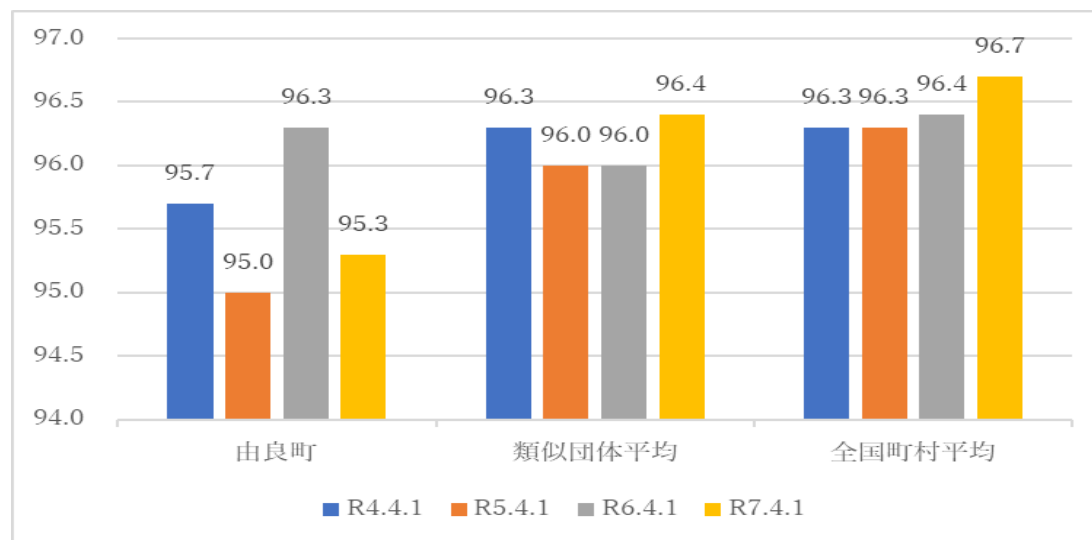
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人	千円	千円	千円	%	%
	5,035	4,404,587	198,585	608,663	13.8	13.0

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	慰・勲・給	計 B		
令和6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	60	205,585	27,894	83,298	316,777	5,280	5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、  
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

##### ② その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

#### (6) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
由良町	38.8歳	297,889円	332,749円	328,093円
和歌山県	42.3歳	331,295円	412,455円	370,873円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.2歳	314,279円	364,128円	339,772円

② 技能労務職（用務員）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
由良町	57.5歳	1人	268,100円	272,100円	272,100円	用務員	52.7歳	211,600円	1.29
和歌山県	58.8歳	16人	293,563円	316,960円	310,393円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.0歳	3人	287,371円	310,867円	299,385円	—	—	—	—

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		由良町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	192,500円	—
	中学卒	185,700円	192,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

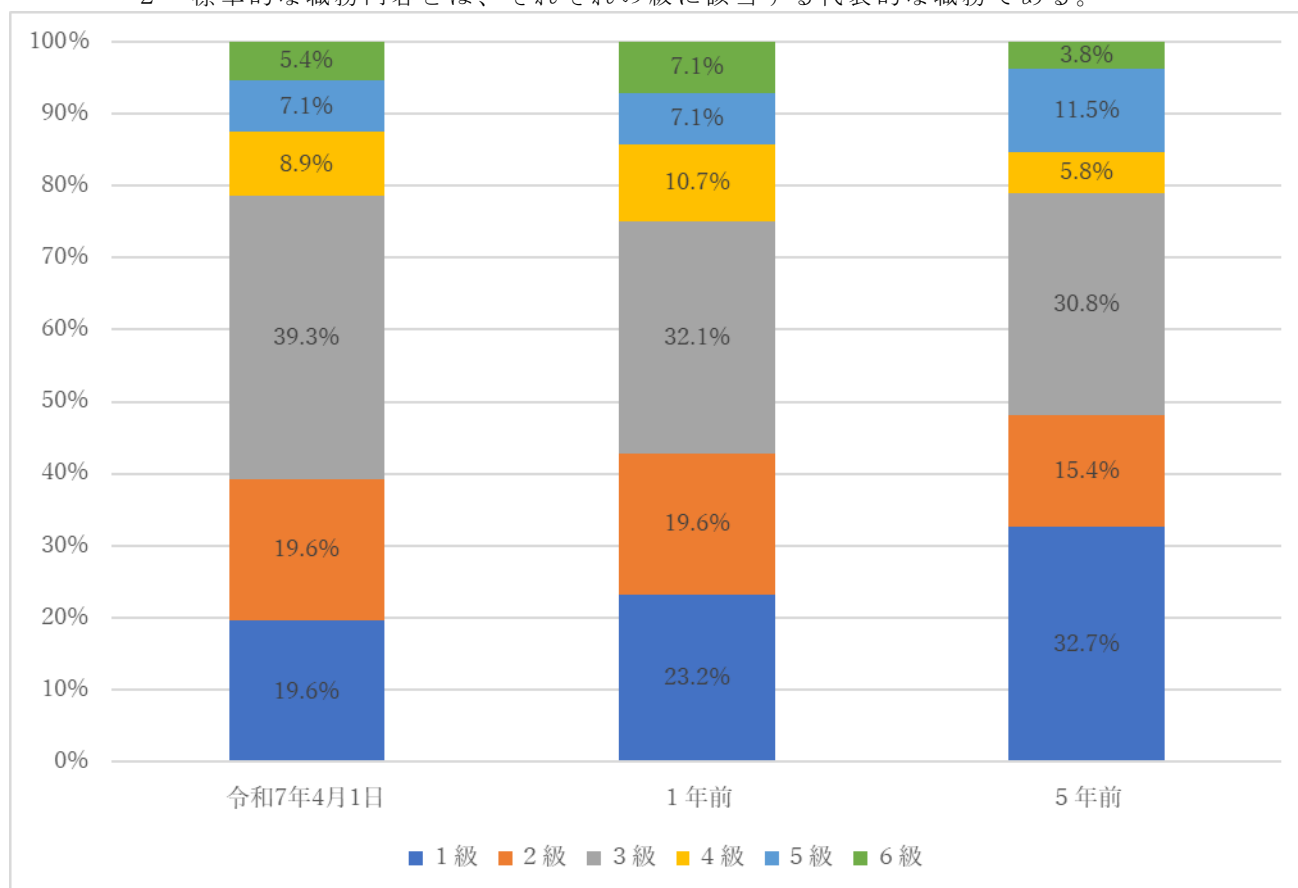
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	289,000円	354,367円	369,225円	402,067円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

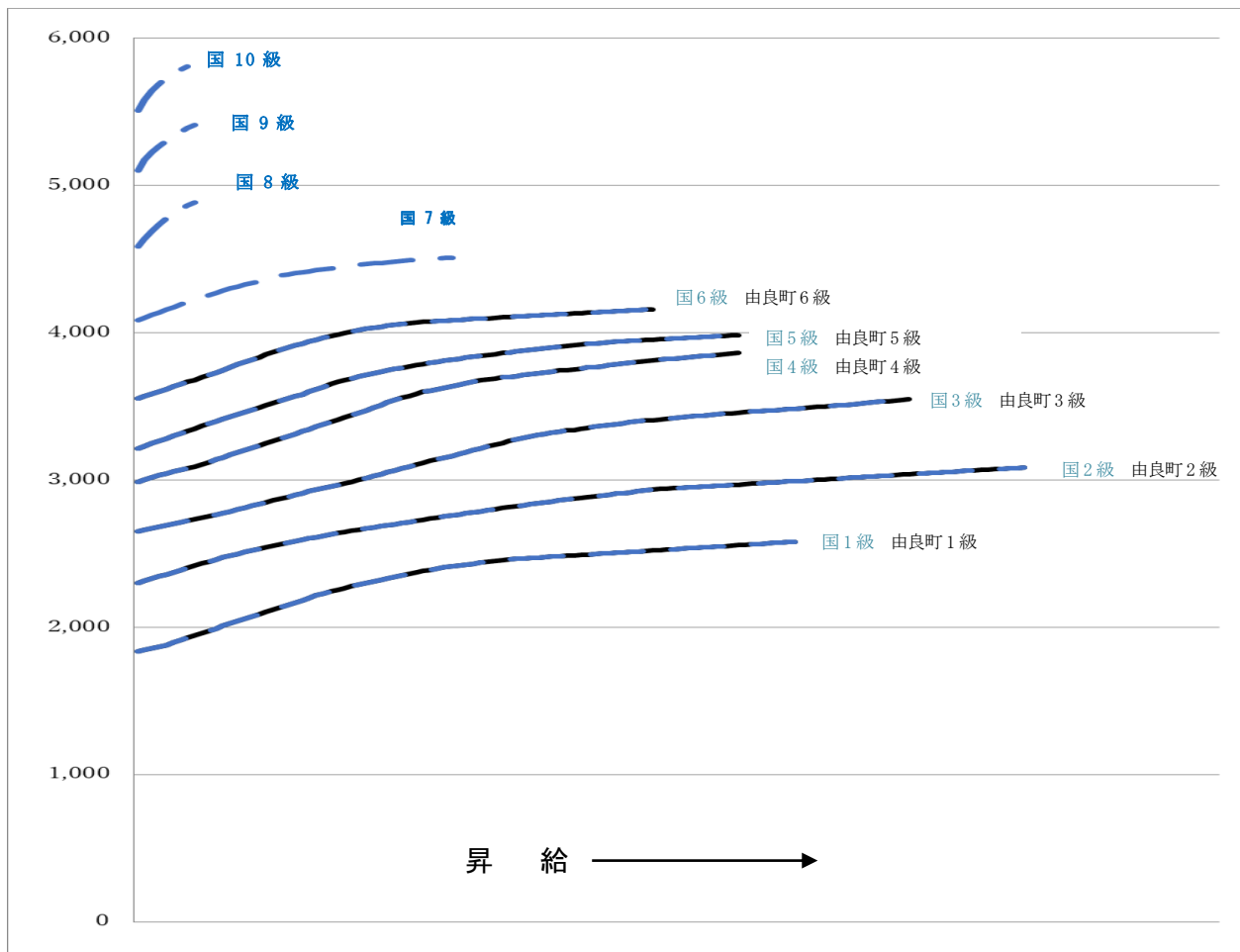
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事 困難な業務を行う課長	3人	5.4%	355,200円	415,700円
5級	会計管理者 課長 困難な業務を行う副課長	4人	7.1%	321,300円	398,200円
4級	副課長 課長補佐 室長	5人	8.9%	298,800円	386,100円
3級	主査	22人	39.3%	265,300円	354,700円
2級	副主査	11人	19.6%	230,000円	308,500円
1級	主事 技師	11人	19.6%	183,500円	258,100円

- (注) 1 由良町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（由良町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

由良町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,435千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,742千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（由良町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

由良町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%） (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 8,260千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

制 度 な し

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に 対する支給単価
防疫手当	町職員	伝染病・家畜伝染病防疫業務	0円	1日 1,000円
死亡人取扱手当	町職員	行旅死亡人等の死亡の収容取扱作業	—	1日 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	5,948千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	135千円
支給実績(令和5年度決算)	5,079千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	96千円

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○配偶者 3,000 円 ○父母等 6,500 円 ○子 11,500 円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間の子1人につき5,000円加算	同じ	—	8,274千円	267千円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給(28,000円限度)	同じ	—	3,183千円	245千円
通勤手当	○交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 ○交通用具を利用して通勤している職員に対して、2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで。	異なる	使用距離の区分及び支給額	3,458千円	91千円
管理職手当	○参事・課長（6級）の職員に40,000円 ○課長（5級）、会計管理者の職員に35,000円 ○副課長（5級）の職員に28,000円 ○副課長（4級）の職員に24,000円 ○課長補佐の職員に22,000円	異なる	定額支給	6,336千円	452千円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、一時間当たりの給与額×0.35×時間数	同じ	—	0千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,400円	同じ	—	777千円	13千円
管理職特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、6時間を超えた時9,000円、6時間以下の場合、6,000円	異なる	支給単価及び時間区分	36千円	9千円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 892,000円 / 523,000円	
	副 町 長	590,000円	700,000円 / 360,000円	
報 酬	議 長	300,000円	366,000円 / 200,000円	
	副 議 長	250,000円	320,000円 / 170,000円	
	議 員	230,000円	301,000円 / 150,000円	
期 末 手 当	町 副 町 長	(令和6年度支給割合) 2.50月分		
	議 副 議 長 員	(令和6年度支給割合) 2.50月分		
退 職 手 当	町 副 町 長	(算定方式) 700,000円×在職月数×0.433 590,000円×在職月数×0.258	(1期の手当額) 14,548,800円 7,306,560円	(支給時期) 在職中通算、任期毎の選択制 在職中通算、任期毎の選択制
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

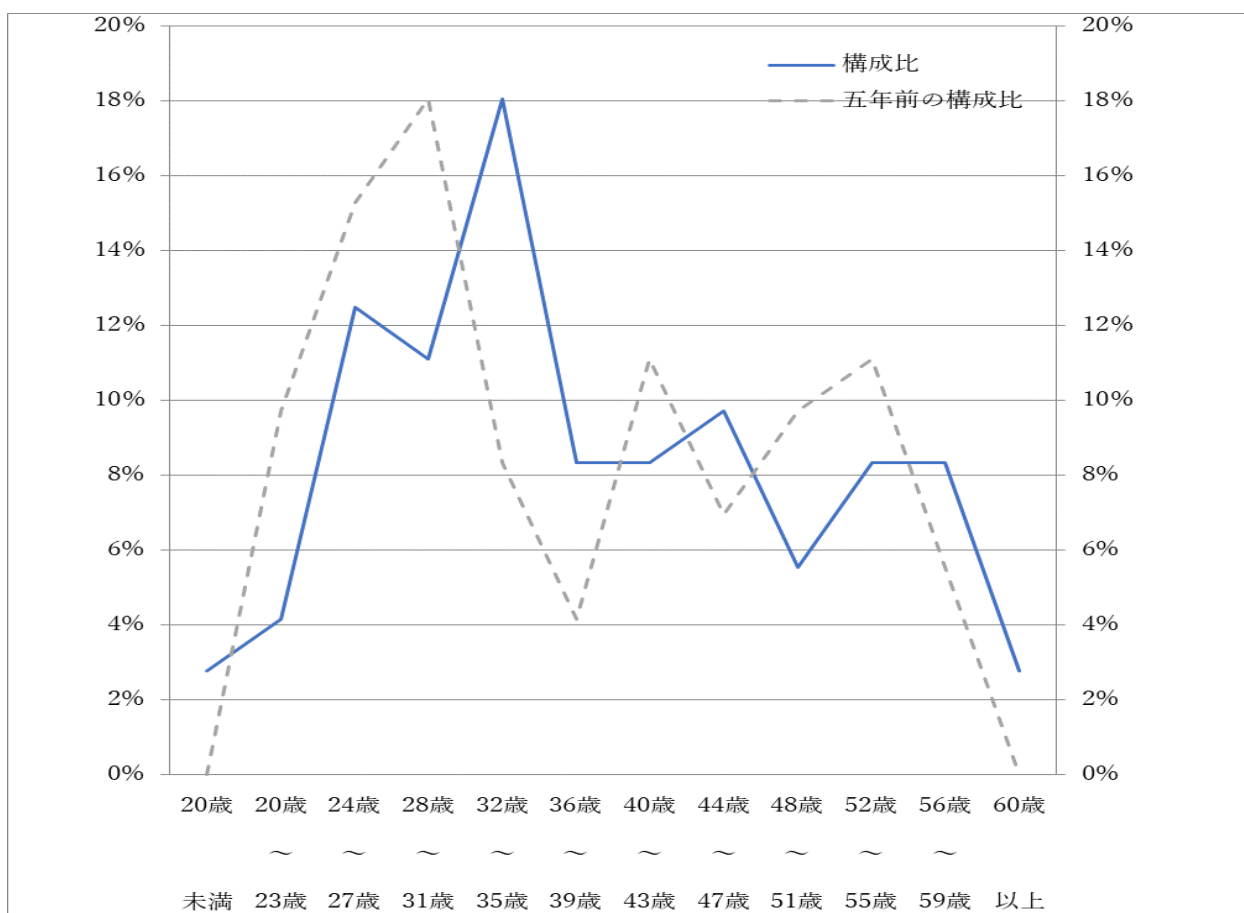
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	3	1	職員数の増
		総 務	19	19		
		税 務	5	5		
		民 生	6	4	△ 2	
		衛 生	5	5		
		農 林 水 産	6	6		
		商 工	3	3		
	土 木	8	7	△ 1		
		計	54	52	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.28人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 119.43人)
		教育部門	8	8		
	消防部門					
	小 計	62	60	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.17人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 142.96人)	
公 営 会 企 業 部 門	水 道	4	4			
	下 水 道	3	3			
	そ の 他	5	5			
	小 計	12	12			
	合 計	74	72	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 143.00人	
		[ 100 ]	[ 100 ]	[ 100 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	3人	9人	8人	13人	6人	6人	7人	4人	6人	6人	2人	72人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	50	50	50	52	54	52	2(4%)
教育	9	8	7	7	8	8	△1(△11%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	59	58	57	59	62	60	1(1%)
公営企業等会計計	13	13	13	13	12	12	△1(△7%)
総合計	72	71	70	72	74	72	0(0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職 員給与費比率
令和6年度	千円 223,281	千円 △1,088	千円 30,689	% 13.7	% 14.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	慰・饗当	計 B		
令和6年度	人 4	千円 15,686	千円 2,327	千円 6,460	千円 24,473	千円 6,118	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
由良町	45.00歳	306,400円	509,847円
団体平均	45.80歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

由良町		団体平均	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,615千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

由良町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）		
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	一千元		1人当たり平均支給額	8,260千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4職員手当の状況(2)退職手当と同じ平均額として  
います。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	—	%
手当の種類（手当数）	—	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	145千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	72千円
支給実績（令和5年度決算）	97千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	48千円

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○配偶者 3,000 円 ○父母等 6,500 円 ○子 11,500 円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間の子1人につき5,000円加算	同じ	—	456千円	228千円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給(28,000円限度)	同じ	—	318千円	318千円
通勤手当	○交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 ○交通用具を利用して通勤している職員に対して、2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで。	異なる	使用距離の区分及び支給額	204千円	68千円
管理職手当	○参事・課長（6級）の職員に40,000円 ○課長（5級）、会計管理者の職員に35,000円 ○副課長（5級）の職員に28,000円 ○副課長（4級）の職員に24,000円 ○課長補佐の職員に22,000円	異なる	定額支給	816千円	408千円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、一時間当たりの給与額×1.35×次関数	同じ	—	0千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,400円	同じ	—	0千円	0円
管理職特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、6時間を超えた時9,000円、6時間以下の場合、6,000円	異なる	支給単価及び時間区分	0千円	0千円